

地域ブランド構築における情報発信等業務委託仕様書

1 業務の背景及び目的

宇部市では、令和4年度に、生産・流通・加工・販売・観光など様々な事業者とのヒアリング調査等を実施し、さらには地域資源を見直すための意見交換会等を行い、新たな地域ブランドを構築するための体制づくりを進めてきた。

令和5年度は、様々な分野の関係者や市内事業者同士の交流・連携を図り、意欲のある事業者に対し、新商品開発や既存商品ブラッシュアップ等のコンサルティングを行った。

令和6年度においては、多様なブランディング活動を展開していく上で必要となるブランドメッセージの開発を行い、ブランド戦略にかかる情報発信のコンテンツの開発等や広報・PRを行うことで、地元産品を本市の魅力と合わせて効果的に発信し、宇部市の認知度向上を図ることを本業務の目的とする。

2 業務の名称

地域ブランド構築における情報発信等業務

3 業務委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 本市の食の魅力等が伝わるブランドメッセージやキーワードの開発

※宇部市役所組織内や事業者、市民、若者、移住者、県外からの視点等さまざまな意見を集約し開発すること。

(2) 情報発信用コンテンツの開発

(1) を活用して以下を開発すること。

① ストーリーづくり

② 動画、写真等の製作

「宇部市が魅力的だ、宇部市に行ってみたい」と感じさせるような内容にすること。飲食、地元産品、地魚、スイーツ等、食を中心としたテーマ別に紹介する3分程度の動画を3本程度、15秒前後の動画を3本程度製作すること。画質は高画質のものとすること。

※動画については、日本語、英語、中国語（繁体字）、韓国語の字幕を付けること。

(3) 小冊子、ポスターの製作

(2) で開発したコンテンツを活用した小冊子やポスターを製作する。ストーリーやこだわり、おもしろさ等を丁寧に紹介し、本市における食、産品、人、体験などに興味を持ち、来なくなるきっかけとなるような内容にすること。

① 小冊子の製作

- ・判型：指定なし 4色フルカラー 紙質：指定なし ページ数：20～30頁 製作部数：15,000部程度を想定
- ・ウェブサイト上で閲覧できるよう電子化（PDF）したデータも納品すること。

②ポスターの製作

・判型、紙質、製作部数等については、活用方法を含めて独自提案とする。

(4) 効果的な広報・PR

① (1)～(3)を用いた効果的な活用方法の提案

※ (3)については、手に取ってもらいやすい、見てもらいやすい場所や機会を具体的に提案し、配布協力などの手配を行うこと。

② その他情報発信に関する独自提案及び実施

(5) うべ元気ブランドの再構築

① うべ元気ブランドのあり方の再検証

② 認証製品の認知度向上に向けた取組の提案及び実施

③ 山口宇部空港及び市内大手スーパーの既存の売り場での実売サポート

※ 実際の売り場の確認、企画書作成、店舗との協議を行い、効果的な販売促進の方法を提案・実施し、効果を測定すること。

④ その他認証事業者の支援方法の提案及び実施

(6) 市内事業者等の商品開発・販路拡大等の支援

商品開発・販路拡大等に意欲的な市内事業者等をサポートするとともに、マーケット等の評価を活用したPDCAを実行すること。

① 商品開発、情報発信、販路開拓等に関する個別相談

② 新たなコンテンツ開発の提案、実証、自走につなげるためのサポート

5 成果品

下記の成果品を宇部市へ納品すること。

① 動画データ及びYouTube URL

② 小冊子及び小冊子電子化データ (PDF形式)

③ ポスター

④ ②、③製作に係る版下 (PDF形式)、撮影した写真データ (借用物は除く。jpeg形式)、その他製作物等の電子データ

6 事業実績報告書の提出

事業実績報告書を次により本市に提出し、検査を受けること。

(1) 提出物 実績報告書 2部

(2) 提出期限 令和7年3月14日 (金曜日)

7 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、宇部市と受託候補者が協議のうえ決定するものとする。

(2) 本件業務により新たに発生した著作権は、宇部市に帰属することとし、宇部市は、受託者に事前に連絡なく加工及び二次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有し

ていた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」）については、受託者に留保するものとする。

- (3) 成果品に、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、当該紛争が受託者の責に帰すべき事由により生じた場合を除き、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 本件業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令に基づき、その取り扱いに十分留保し、漏えい、滅失及び損失の防止その他、個人情報の保護に努めること。
- (6) 業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (7) 校正の回数に制限は設けないこと。
- (8) 業務内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は、宇部市の承認を得ないで他に漏らし、または業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 業務の実施にあたり、宇部市及び関係者と入念な連絡調整及び打合せを行うこと。
- (10) 業務の進捗について、宇部市に対して定期的に報告すること。